

【緊急事態宣言発出の考え方】（4/16 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針より抜粋）

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

【現在の状況】

- ◆ 4月19日現在、政府分科会におけるモニタリング指標のうち、陽性率以外はステージⅣ相当。
- ◆ 重症病床及び軽症中等症病床含む病床占有率いずれも急増し、過去最多の80%（国基準）を超過。
- ◆ まん延防止等重点措置の開始（4月5日）から2週間程度が経過しているが、感染拡大が継続。

指標（抜粋）		ステージⅣ 目安	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	ステージⅣ 目安の状況
医療提供 体制等の負荷	確保病床の占有率	50%以上	70.9%	73.3%	76.1%	81.3%	82.6%	●
	入院率	25%以下	13.0%	12.6%	12.3%	12.3%	12.3%	●
	重症病床の占有率	50%以上	69.8%	72.6%	75.4%	76.5%	80.0%	●
	人口10万人あたり療養者数	30人以上	124.11	132.41	140.49	150.19	152.86	●
感染の状況	陽性率 1週間平均	10%以上	8.4%	8.0%	7.7%	8.0%	8.0%	○
	週・人口10万人あたり新規報告数	25人以上	76.96	80.14	82.06	86.51	87.84	●
	感染経路不明割合 1週間平均	50%以上	63.7%	63.3%	63.9%	64.6%	64.8%	●

特措法に基づく緊急事態宣言の発出を国に要請する。